パブリックコメント実施結果報告書

平成24年3月29日

担当課	くらしの安心推進課
担当者	湯口
連絡先	7284

意見公募のテーマ:

①手段別意見応募件数 (意見件数を記入してください。応募者数は() 書きしてください。)

(記入例:1人が提出したものに3つの意見が記載されていた場合には、3(1)と記載してください。)

郵	便	ファックス	電子メール	県民課・県民局へ	その他の方法	計
1 2	(7)	4 (2)	13 (3)	()	()	29 (12)

※「その他の方法」の例:意見交換会、電話、イベントなど

②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件	数	主な意見
反映 した (一部のみ反映したものを含む)	5		・重点監視事項で「食肉や生レバーの生食の危険性周知」とあるが、消費者に対しての策がれかりにくい。 ・鳥取県独自の食品衛生管理認定制度「とっとり食の安全認定制度」を積極的に導入する理由は何か。 ・別表4の数字が「O」と「空欄」がありわかりにくい。 ・クリーンパスの認知度が低い。広く知ってもらう努力・積極的な導入を求める。ポスターや新聞に載せる、研修や講習時のPRを行ってはどうか。
既に盛り込み済み	7		・事前連絡をせず、定期的に指導する必要があると思う。 ・農家等の生産者が自ら加工食品を販売したものについても、衛生検査、指導をおこなってはしい。 ・23年度重点監視項目の「ふぐ」が24年度は重点監視項目から削除されている。継続して行うべきではないか。 ・研修を受けた食の安全モニターは食の安全モニター研修会で講師をするとあるが、良い研修は一般の消費者も対象に含めてほしい。 ・文書や講習会ではなく、その施設にあった衛生管理講習会があってもよいと思う。
今後の検討課題	13		・食中毒予防対策の広報について、ホームページ掲載は大きな成果が考えにくい。又、出前記明会とあるが、どのように行われているのか。前年度の実績が書いてあるとわかりやすいと思う。 ・研修を受けた食の安全モニターがモニター講習会の講師になるとあるが、困難ではないか。・立ち入り計画の目標数は必要ないと考える。前年度の監視数があれば信憑性がある。・病院、給食施設の指導は年1回の立ち入り監視は少ないと思う。書類だけでなく、現場でチェックが必要。又、その結果を保護者に報告してほしい。・食品監視員が少ない。増員を希望する。・食中毒広報は、ホームページ等のみでなく、スーパー等の人目につくところに置いてはどうか。・残留農薬に係る収去検査に「東部地域のねぎ」が無い。県の特産品であり、検査すべきではないか。・全体的に難解な用語が多い。計画書内に用語集をつけてはどうか。・全体的に難解な用語が多い。計画書内に用語集をつけてはどうか。・生食用食肉に関する注意喚起とは出前説明会ですか。全ての人は出席できないので、情報は誰でも知ることができるようにしてほしい。・監視指導計画案で年1回の立ち入りのものは年2回にしてほしい。・クリーンパスの認知度が低い。名称は分かりやすいものがよく、又、周知されるようお店の紹介があればよい。・病因物質別食中毒発生状況は、2年間のグラフだが、3年分であれば推移が分かりやすいも思う。
対 応 困 難			
その他 (例:施策の体系外の意見等)	4		・商品の保存期間(賞味期限)、保存方法等の設定について相談にのってほしい。 ・新商品モニターが簡単に行えるような施設がほしい。 ・牛乳や魚を売っている自動車が冷蔵でなかったように思う。温度基準はないのか。 ・生食用食肉の調理人に対し、ふぐのような認定システムを作れば、消費者が分かりやすいのではないか。
計	29		

※上記による分類が困難な場合は、担当課の整理に基づく分類で差し支えありません。

③意見募集結果概要書を、1部添付してください。 →とりネットのパブコメページ・ 県庁ロビー掲示板で公表します。

他の公表方法として該当するものに〇を付してください。

とりネット (実施担当課)	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民課等での 縦覧等	広報誌等への 掲 載	その他
0			0		

※「その他」の例:審議会報告など

注:③「意見募集結果の概要」には、意見に対する県の対応方針も記載してください。 参考:H23実施結果 →http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=173293